

令和 6 年 1 月 9 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
渡辺 弘司  
濱口 欣也  
(公印省略)

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定)においては、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について点検・見直しをすることとされ、令和 4 年 12 月末に公表された工程表に基づき、順次見直しが行われているところです。

今般、当該工程表において、現行法上フロッピーディスク等特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、母体保護法施行規則(昭和 27 年厚生省令第 32 号)の一部が改正され、こども家庭庁成育局母子保健課より各都道府県等宛に別添の通知がなされるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正により、不妊手術又は人工妊娠中絶の都道府県知事への届出等について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体(フレキシブルディスク)以外の方法(電磁氣的記録媒体やオンライン)が可能となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 5 年 12 月 27 日

公益社団法人 日本医師会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について（周知）

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会（以下「臨調」という。）決定）において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、令和 4 年 12 月末の第 6 回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われているところです。当該工程表では、現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うことといった見直し方針が示されたことを踏まえ、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号）の一部を改正いたしました。

別添のとおり、都道府県知事及び市区町村長宛に通知を發出しておりますので、内容を御了知いただき、貴団体におかれては、貴管下の会員への周知をよろしく願いいたします。

こ 成 保 2 1 2  
令和 5 年 12 月 27 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{市 区 町 村 長} \end{array} \right)$  殿

こども家庭庁成育局長  
( 公 印 省 略 )

### 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について

令和 5 年 12 月 26 日、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和 5 年内閣府令第 86 号。以下「改正府令」という。）が別添 1 のとおり公布され、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号。以下「母体保護規則」）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「子子規則」という。）についてもその一部が改正されたところです。

改正府令の改正の趣旨及び内容（成育局関係部分に限る。）は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られますようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会（以下「臨調」という。）決定）において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、令和 4 年 12 月末の第 6 回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われている。

当該工程表では、

- ・現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うこと
- ・標識等について書面の掲示等を義務付けている規制について、当該掲示に加

えて、その内容を、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うこと  
といった見直し方針が示されたところ。

これを踏まえ、母体保護規則、運営基準、子育規則について、所要の改正を行うもの。

## 第2 改正の内容

### (1) 母体保護法施行規則の一部改正（第1条関係）

母体保護規則第29条から第32条まででは、母体保護規則第9条に規定する受胎実地指導員の指定に係る都道府県知事への申請及び母体保護規則第27条第1項に規定する不妊手術又は人工妊娠中絶の都道府県知事への届出（以下「届出等」という。）について、フレキシブルディスクの提出による手続が可能であること及び手続にあたり必要な事項について規定しているところ、これらの規定について、フレキシブルディスク以外の「電磁的記録媒体」による提出も可能とするための改正を行う（母体保護規則第29条から第32条まで関係）。

なお、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第2条による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第2号の改正に伴い、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法で行うことができることとされ、母体保護規則に規定する届出等についても同様に当該電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされた。

なお、当該電子情報処理組織を使用する方法で行う場合は内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和5年内閣府令第39号）及び電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和5年こども家庭庁告示第1号）に規定された電子情報処理組織を使用する方法等により行う必要があり、詳細な方法等については同規則及び同告示を参照されたい。

### (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（第2条関係）

運営基準第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（運営基準第23条関係）。

運営基準第62条に規定する、磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使

用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとする（運営基準第 62 条関係）。

なお、特定教育・保育施設等については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の規定に基づき、都道府県は、利用者の選択に資する特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報（教育・保育情報）について、当該施設等から報告を受け、その後、報告された内容を公表しなければならないこととされている。この公表については、別添 2 の「子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について（特定教育・保育施設等）」（令和 2 年 5 月 29 日付け事務連絡）においてお示しの通り、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、法第 58 条の規定に基づき、情報公表を実施したものとみなされる。

運営基準第 23 条の規定に基づく、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示については、法第 58 条の規定に基づく公表の対象とされている事項と同旨の事項の掲示を求めるものであることから、本システムを利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、改正後の運営基準第 23 条の規定に基づく掲示をしたものとみなされる。

### （3）子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（第 3 条関係）

子子規則第 1 条第 1 号へ(22)に規定する認可外保育施設における保育サービスの内容の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（子子規則第 1 条第 1 号へ(22)関係）。

なお、公衆の閲覧に供する際の具体的な方法については、別添 3 の「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）の改修予定について」（令和 5 年 12 月 18 日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）への掲載とすることとしており、必要事項を登録できるよう、同システムを改修予定である。

## 第 3 施行期日

改正府令は、公布の日（令和 5 年 12 月 26 日）から施行すること。（ただし、改正府令第 2 条中運営基準第 23 条の改正規定及び第 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。）

**【添付資料】**

(別添1) 官報「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第86号)

(別添2) 「子ども・子育て支援情報システム運用開始について(特定教育・保育施設等)」(令和2年5月29日付け事務連絡)

(別添3) 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)の改修予定について」(令和5年12月18日付け事務連絡)

(別添4) 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

府

令

○内閣府令第八十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに母体保護法を実施するため、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

（母体保護法施行規則の一部改正）

第一条 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

改正前

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十九条 第九条に規定する別記様式第八号による申請書並びに第二十七条第一項に規定する別記様式第十二号及び別記様式第十三号による報告書（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、これらの申請書等の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は報告者の氏名及び住所並びに申請又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

〔条を削る。〕

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第二条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（揭示等）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第六十二条 略

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ

改正前

（揭示）

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第六十二条 同上

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成さ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第三十一条 第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
- 二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十二条 第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

〔一・二 同上〕

<p><b>改正後</b></p> <p>(法第七條第十項第四号の基準)</p> <p><b>第一条</b> 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 略</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(法第七條第十項第四号の基準)</p> <p><b>第一条</b> 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 同上</p>	<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(子ども・子育て支援法施行規則の一部改正)</p> <p><b>第三条</b> 子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>(法第七條第十項第四号の基準)</p> <p><b>第一条</b> 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 同上</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(法第七條第十項第四号の基準)</p> <p><b>第一条</b> 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第七條第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 法第七條第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>「イ」ホ 同上</p>	<p>れている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「3」6 同上</p>

<p><b>改正後</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> 「略」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> 「同上」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>「号」の細分を加える。</p>	<p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供されていること。</p> <p>「23」25 略</p> <p>「2」4 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> 「同上」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>「号」の細分を加える。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> 「同上」</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>「号」の細分を加える。</p>	<p>健康管理及び安全確保</p> <p>(1) (2) 同上</p> <p>(2) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。</p> <p>「23」25 同上</p> <p>「2」4 同上</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p><b>第四条</b> 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(令和五年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>



□ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 「略」

（氏名等を明らかにする措置）

2 法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3 「略」

（電磁的記録による作成等）

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的記録による作成等をする場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービスクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術）をいう。次項において同じ。その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 行政機関等が、内閣府の所管することも家庭庁関係法令（告示を含む。）の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

（氏名等を明らかにする措置）

2 法第七条第四項に基づき、又は準じてする氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。

3 「同上」

（電磁的記録による作成等）

第十三条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき、又は準じて、電磁的記録による作成等をする場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

「項を加える。」

サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年内閣府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

「2・3 略」

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 「略」

改正前

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

「2・3 同上」

（電磁的記録による交付等）

第六条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 「同上」

備考	表中の「」の記載は注記である。
2	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2	二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 [同上]

附則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第二十三条の改正規定及び第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

省 令

○厚生労働省令第六十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第五十一条及び関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日 厚生労働大臣 武見 敬三

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条から第五十条までを削る。  
第二条 未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条から第二十四条までを削る。

第三条 引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第八条から第十一条までを削る。

第四条 未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。  
第五条から第八条までを削る。

第六条 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第四条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条の見出しを「手帳の返還」に改め、同条中「届出義務者は」の下に、「速やかに」を加え、「その旨を届け出なければ」を、「戦傷病者手帳を返還しなければ」に改める。  
第十九条から第二十二号までを削る。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）  
第七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第四条から第七条までを削る。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正

第八条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第四条から第七条までを削る。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）  
第九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条から第二十七号までを削る。

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○子ども家庭庁告示第十六号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十二号）附則第二項の規定に基づき、同令第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の十二第一項の審査・証明事業を令和五年十二月二十六日付けで認定したので、同令第五条の二の二十三第一項の規定により告示する。  
令和五年十二月二十六日 子ども家庭庁長官 渡辺由美子

○総務省告示第四百三十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。  
令和五年十二月二十六日 総務大臣 松本 剛明

名称	期 間	地 域
立憲民主党本部周辺地域	令和五年十二月二十八日から令和六年十二月二十七日まで	東京都千代田区 平河町二丁目 平河町二丁目 準町

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

事務連絡  
令和2年5月29日

都道府県  
各指定都市 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部  
参事官(子ども・子育て支援担当) 付

子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について(特定教育・保育施設等)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
ごぞいます。

「子ども・子育て支援情報公表システム」(以下「本システム」という)運用開始に向けた対応について(令和2年4月15日付事務連絡)に基づき、スケジュール見直しをし、令和2年6月1日より本システムの運用を開始いたしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、今年度、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において本システムに機能を追加する形で児童福祉施設を対象とした災害情報共有システムを構築する予定です。

なお、都道府県におかれましては、管内の市区町村にご周知いただきますようお願い致します。

※ 本事務連絡では、本システムにおける特定教育・保育施設等に関する内容を記載しております。認可外保育施設に関する内容は、別添の事務連絡「子ども・子育て支援情報公表システム運用開始について(認可外保育施設)」をご確認ください。

(別 紙)

### 1. 子ども・子育て支援情報公表システムの概要

令和元年10月から施行された幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育の質への関心が高まっているところであり、利用者の選択に資する教育・保育施設の情報公表を積極的に実施することにより、幼児教育・保育の質の向上が促されることが重要であり、教育・保育施設の広域利用を希望する利用者の利便性にも考慮して、ひとつの Web サイト上で圏域を越えた施設情報にアクセスすることを可能とするシステムを独立行政法人福祉医療機構において構築し、運用するものです。

特定教育・保育施設等については、子ども・子育て支援法第58条の規定に基づき、都道府県は、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容及び当該施設等の運営状況に関する情報（教育・保育情報）について、当該施設等から報告を受け、その後、報告された内容を公表しなければならないこととされています。この報告から公表までをインターネットに接続されたシステム上で実施するものであり、本システムを利用して情報公表を都道府県が実施した場合は、子ども・子育て支援法第58条の規定に基づき情報公表を実施したとみなされます。

また、特定教育・保育施設から市町村への確認情報の届出の一部についても、市町村の判断により、本システムへの登録をもって代えることも差し支えありません。

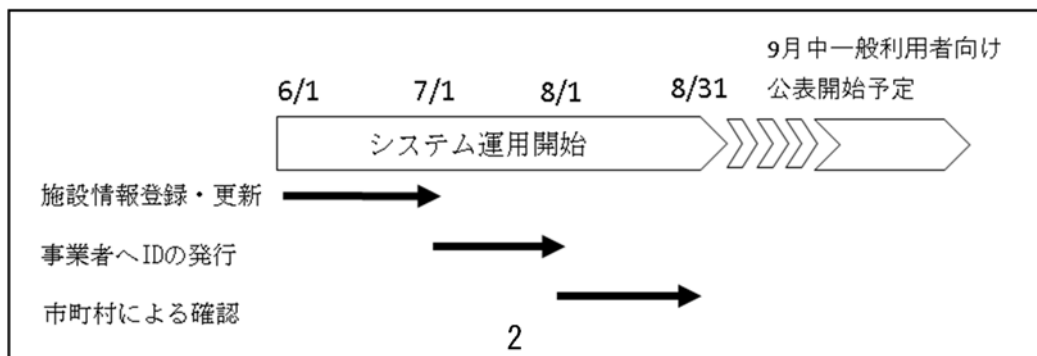
### 2. 本システムの操作方法について

本システムの操作説明書など、運用に必要な情報は、順次以下 URL に掲載してまいります。

【子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/>

### 3. 施設情報登録について



特定教育・保育施設等については、6月1日以降に子ども・子育て支援全国総合システムから移行されたデータの更新、都道府県知事が必要と認める事項（独自項目）の登録、7月1日以降に各事業所にIDを発行し、各事業所による施設情報の入力作業、8月1日以降に市町村による確認作業という流れになります。

新規開設等、未登録の施設については6月1日の運用開始以降、施設情報を各自でシステムに入力いただきますようお願い致します。

### 3. ID及びパスワードの配布について

ID及びパスワードの配布については、

- ・ 自治体宛て 令和2年6月1日（月）
- ・ 事業所宛て 令和2年7月1日（水）

以降に、本システムからメール配布いたします。

なお、7月1日以降におけるID及びパスワードの配布については、自治体による本システムへの事業所登録が完了すると、その都度、本システムより対象事業所宛てにメール配布する流れとなります。

### 4. 留意事項

(1) 前述の「1. 子ども・子育て支援情報公表システムの概要」でも案内のとおり、特定教育・保育施設等情報の報告、公表にあたっては、対象施設が圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する本システムを通じて一元的に行うこととし、本システムを利用して情報公表を都道府県が実施した場合は、子ども・子育て支援法第58条の規定に基づき情報公表を実施したものとみなされます。

(2) 本システムによる報告、公表については以下のとおりとします。

#### ア 報告の方法

事業者は、原則、本システムを通じ都道府県等へ報告することとする。

#### イ 公表情報の更新

公表情報について毎年度更新するものとする。

(公表情報に変更がない場合も、その旨を届出するものとする。)

## ウ 公表の時期

令和2年度の情報公表の時期については、9月末に一律公表を行う。  
以降、公表の時期については、事業者による報告後、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県において速やかに公表するものとする。

### 【照会先】

(システムの操作に関して)

WAMNETヘルプデスク (子ども・子育て支援情報公表システム)

TEL 03-3438-0233 (※平日 9:00~17:00)

(その他、制度などに関して)

内閣府 子ども・子育て本部参事官 (子ども・子育て支援担当) 付

TEL 03-6257-1467

(システム運用等に関して)

独立行政法人福祉医療機構 情報事業部 WAMNET 振興課

TEL 03-3438-9262

事 務 連 絡  
令和 5 年 12 月 18 日

各 都道府県 認可外保育施設主管部 (局) 御中  
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正等に伴う  
子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) の改修予定について

認可外保育施設の事業停止命令に係る情報の公表や自治体間の共有については、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別のほか、受けたことがある場合にはその処分の内容等を新たに掲載するためのシステム改修を令和 5 年度中に予定している旨に関しては、令和 4 年 9 月 14 日付「「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について (通知)」(子発 0914 第 1 号)にてお示ししてきたところです。

また、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 63 号) 第 5 条にて、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の一部が改正され、具体的には、同法第 59 条の 2 の 2 (認可外保育施設における保育サービス内容等の書面掲示義務に係る規定) について、従来、認可外保育施設の設置者が、設置者の氏名や提供するサービス内容等について、当該施設が提供するサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならないと規定されていたところ、当該書面掲示に加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨が規定されました (令和 6 年 4 月 1 日施行。改正内容の詳細は参考資料を御確認ください)。

※ 本改正に伴い、認可外保育施設指導監督基準等の通知及び関係法令を改正予定です (いずれも令和 6 年 4 月 1 日施行)。

そのため、上記の改正事項に対応するため、子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) へ必要事項を登録できるよう改修する予定です。つきましては、その運用の前提として、各都道府県が届出を受けた認可外保育施設の情報を、利用者の利便性の向上の観点からも子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) に遺漏なく掲載いただきたく、今後以下の対応を依頼させていただく予定となっておりますのであらかじめお知らせ致します。

## 記

1. 子ども・子育て支援情報公表システム (ここ de サーチ) 改修予定  
令和 5 年 12 月中

## 2. 改修内容

- ・事業停止命令・施設閉鎖命令に関する情報の追加
- ・法第59条の2の2により掲示が義務付けられているサービス内容等に関する事項の追加

## 3. 各都道府県、市区町村にて実施予定の事務

- ① 独立行政法人福祉医療機構よりメールで送付される様式を各認可外保育施設へ送付、記入依頼
- ② 各認可外保育施設から返送された様式を集約し、必要に応じて修正・追加<sup>※1</sup>
- ③ 事業停止命令、施設閉鎖命令に関する施設情報の確認、追加<sup>※2</sup>
- ④ ①～③を実施後、独立行政法人福祉医療機構へ返送（又はここ de サーチへ直接入力）

※1：全ての届出対象認可外保育施設の情報を記載ください。

※2：事業停止命令、施設閉鎖命令については、既にバーチャルフォーラム（政府共通NW/LGWAN 掲示板システム）内に登録している施設情報も確実に記載願います。

## 4. 3の事務作業実施時期の目安（予定）

- ① 令和6年1月上旬頃
- ②、③ 令和6年1月上旬頃から2月中旬
- ④ 令和6年2月中旬

※令和6年4月1日の改正に合わせ実装完了

（本件問合せ先）

こども家庭庁成育局保育政策課

認可外保育施設担当室 指導係

電話：03-6858-0133

メール：ninkagaihoikushisetsu.unei@cfa.go.jp



(参考資料)

● 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

令和 6 年 4 月 1 日施行

新	旧
<p>第 59 条の 2 の 2 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に<u>掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li><li>二 建物その他の設備の規模及び構造</li><li>三 その他内閣府令で定める事項</li></ol>	<p>第 59 条の 2 の 2 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に<u>掲示しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li><li>二 建物その他の設備の規模及び構造</li><li>三 その他内閣府令で定める事項</li></ol>

※改正箇所の「内閣府令で定めるところにより」については、ここ de サーチに掲載する旨、児童福祉法施行規則を改正予定です。

● 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）（抄）

第 49 条の 5 法第 59 条の 2 の 2 第 3 号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 事業を開始した年月日
- 三 開所している時間
- 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 五 入所定員
- 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 七 法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあっては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 八 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 九 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十 緊急時等における対応方法
- 十一 非常災害対策
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

**第五十八条** 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3～6 （略）

7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。